

広島市消防団応援事業所登録要綱

平成 27 年 7 月 9 日 制 定

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、様々な事業所等が自ら定めた優遇措置等を行うことにより、広島市消防団を応援する事業所等の登録に関し、必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業所等 広島市内の事業所、店舗又はその他の団体をいう。
- (2) 広島市消防団応援事業所（以下「応援事業所」という。） 広島市消防団の活動を応援するため、消防団員に対し、事業所等が自ら定めた優遇措置等を行うものとして広島市長（以下「市長」という。）が登録した事業所等をいう。
- (3) 広島市消防団応援事業所登録証 前号の規定による登録をした事業所等に交付する登録証（以下「登録証」という。）をいう。
- (4) 広島市消防団応援事業所表示証 第 2 号の規定による登録をした事業所等に交付するステッカー（以下「表示証」という。）をいう。
- (5) 優遇措置等 消防団員に対して行う料金割引や特典などの優遇措置及びその他ポスター掲示などによる消防団を応援する行為をいう。

(申込み)

第 3 条 応援事業所として登録しようとする事業所等は、広島市消防団応援事業所登録申込書（第 1 号様式）により、市長に申込むものとする。

(登録証等の交付)

第 4 条 市長は、応援事業所の登録を行ったときは、登録証と表示証を申込者に対して交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第 5 条 応援事業所は、交付された表示証を、当該事業所内の見えやすい場所に掲示するものとする。

2 応援事業所は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示証の写しを掲載することができる。

(消防団員証の提示)

第6条 消防団員は、応援事業所の料金割引や特典などの優遇措置を受けようとするときは、広島市消防団員の服制に関する規則（昭和30年11月10日規則第59号）に定める消防団員証を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第7条 市長は、応援事業所の名称等を、本市ホームページ等により公表することができる。

(登録内容の変更)

第8条 応援事業所は、登録内容を変更したときは、速やかに広島市消防団応援事業所登録内容変更届出書（第2号様式）を市長へ提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、応援事業所が虚偽その他不正な手段により登録証等の交付を受けたとき、又は応援事業所としての登録が適当でないとするときは、当該登録を抹消することができる。

2 市長は、応援事業所から登録の抹消について申し出があったときは、当該登録を抹消することができる。

3 前2項の規定により登録を抹消された事業所等は、速やかに登録証及び表示証を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の広島市消防団応援事業所登録要綱の規定により交付した表示証は、改正後の広島市消防団応援事業所登録要綱の規定により交付した表示証とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。